

公益法人の会計に関する研究会

(第4回)

議 事 次 第

日 時：平成25年11月18日(月) 15:00~17:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
 - (1) (公益財団法人) 国際医療技術財団
 - (2) (公益社団法人) 全日本断酒連盟
2. 公益法人会計基準の適用の在り方
3. 制度と会計基準の分離可能性について意見交換

【資料一覧】

- 〈資料1-1〉(公益財団法人) 国際医療技術財団ヒアリング資料
- 〈資料1-2〉(公益社団法人) 全日本断酒連盟ヒアリング資料
- 〈資料2〉公益法人会計基準に係るFAQを巡る論点について
- 〈資料3〉制度と会計基準の分離可能性について
- 〈参考資料〉公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

公益財団法人国際医療技術財団 御中

内閣府公益認定等委員会事務局
(公益法人の会計に関する研究会庶務担当)

【ヒアリング開催の趣旨とお願い】

当研究会では、平成25年8月より公益法人の会計に関して、様々な課題を検討しております。その課題の一つに小規模法人の負担軽減策の検討が掲げられております。本年11月をもって特例民法法人からの移行期間が終了した後は、監督において、公益法人の皆様の声を伺い、小規模法人向けに負担軽減を図れる事柄については、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そこで、日常の経理業務や定期提出書類の作成、財務諸表の作成において、負担感の大きい事項や、今後見直しが可能と思われる事項等について把握するために、公益法人の実務に携わられている皆様に、本ヒアリングにご協力いただきたく存じます。ご多用中恐れ入りますが、主に以下に挙げた事項について、ご意見・ご感想をいただきたいと思います。

【主なヒアリング事項】

主に次の事項についてお伺いさせていただきたいと考えております。できるだけ広くご意見を賜りたく、貴法人のご見解をお伺いいただければ幸いです。

1 公益法人会計基準について

- ・ 貴法人の会計処理手続きを行う体制について。
(委託を行っている場合は、その内容 など)
- ・ 貴法人の会計処理上、負担感のある会計処理項目はあるか。
(例えば、退職給付に係る引当金の計算、金融資産の評価 など)
- ・ 区分経理の処理を行うに当たり、手間のかかることは何か。
(法人会計区分、貸借対照表内訳表の作成 など)
- ・ その他、平成20年公益法人会計基準についてのご意見、ご感想。

2 定期提出書類等について

- ・ 財務諸表の作成との連携はどのように図られているか。

3 その他

以 上

公益法人会計基準の適用についてのアンケート

以下の項目について回答をお願いいたします。

法人名：（公財）国際医療技術財団

1. 公益法人（特例民法法人から公益法人への移行認定を受けた法人及び新規に公益認定を受けた法人をいう。以下同じ。）、移行法人（特例民法法人から一般法人への移行認可を受けた法人をいう。以下同じ。）については、公益法人会計基準の運用指針において、20年会計基準を適用することとされていますが、現在、移行期間にあることから、整備法及びFAQにおいて、20年会計基準以外の基準（16年会計基準、企業会計基準）の適用も認められたものとして運用されています。貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

■「20年会計基準」

☐ 「16年会計基準」

☐ 企業会計基準

☐ その他の会計基準（会計基準の名称： ）

上記回答のうち、20年会計基準以外を適用されている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

☐ 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。

☐ 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。

☐ 20年会計基準が難しいため。

☐ 経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分からない。

☐ 移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。

☐ その他の理由がありましたら記載してください。

（ ）

2. 理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？

■同じ

☐ 異なる

上記回答のうち、「異なる」との回答をされている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

- ☐ 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。
 - ☐ 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。
 - ☐ 20年会計基準が難しいため。
 - ☐ 決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認会計士等に委託しており分らない。
 - ☐ 移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。
 - ☐ その他の理由がありましたら記載してください。
- ()

3. 仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

☐ ある→支障の内容について記載してください。

(内容:)

☒ ない

☐ 分からない

4. (現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

()

ご協力ありがとうございました。

平成25年6月29日

法人の名称 公益財団法人国際医療技術財団

代表者の氏名 河合 忠、小西 恵一郎

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
なし
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

財産目録

平成25年3月31日現在

単位:円

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として保管している	23,723
預金	<普通預金>		
	みずほ銀行 赤坂支店	運転資金として保管している	86,303
	三井住友銀行 赤坂支店	運転資金として保管している	12,883,924
	三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店	運転資金として保管している	1,667,907
	三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店 (外貨)	運転資金として保管している	26,263
		<現金・預金計>	14,688,120
未収会費	賛助会員(4企業)	公益目的事業及び法人管理の財産として保有している	50,000
未収金	共催事業に係る共催金(1団体)	公益目的事業の財産として保有している	607,888
	社債利金(3銘柄)	公益目的事業及び法人管理の財産として保有している	818,109
		<未収会費・未収金計>	1,475,997
前払費用	4月分賃借料及び管理費	公益目的事業及び法人管理の財産として保有している	533,400
有価証券	ソフトバンク社債 (登録額7,000,000円)	公益目的事業の財産として保有している	6,997,396
	ソフトバンク社債 (登録額27,000,000円)	法人管理の財産として保有している	26,989,956
		<有価証券計>	33,987,352
流動資産合計			50,684,869
(固定資産)			
基本財産 預金	<定期預金> 三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している	5,000,000
特定資産 退職給付 預金 引当資産	<定期預金> 三井住友銀行 赤坂支店	<職員退職給付引当資産> 公益目的事業の財産として保有している	10,592,200
公益目的 有価証券 事業資金	第10回ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 円貨社債 (登録額100,000,000円)	<公益目的事業資金> 公益目的事業の財源として使用する資産である	106,076,000
	ソフトバンク社債 (登録額4,000,000円)		3,998,512
		<公益目的事業資金計>	110,074,512
管理活動 預金 資金	<普通預金> 三井住友銀行 赤坂支店	<管理活動資金> 法人管理の財源として使用する資産である	807,782
有価証券	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク円貨社債 (登録額50,000,000円)		48,915,000
	ソフトバンク社債 (登録額62,000,000円)		61,976,936
		<管理活動資金計>	111,699,718
		<公益目的事業資金・管理活動資金計>	221,774,230
		<特定資産計>	232,366,430

単位:円

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
その他固定資産	建物付属設備 什器備品	TBRビル事務所(1105号室)内装工事	管理運営等の用に供している	86,522
		液晶プロジェクター 1台	管理運営等の用に供している	7,013
		ノートパソコン 1台	管理運営等の用に供している	5,775
		電話機6台＋主装置1式セット	管理運営等の用に供している	25,000
		カラープリンター 1台	管理運営等の用に供している	5,239
		デスクトップパソコン 3台	管理運営等の用に供している	11,277
		<什器備品計>		54,304
	ソフトウェア	公益大臣NX 1本	管理運営等の用に供している	76,388
	電話加入権	03-3502-5803他2回線	管理運営等の用に供している	218,400
	保証金	TBRビル事務所(1105号室) クラケンコーポレーション(株)	管理運営等の用に供している	4,500,000
	<その他固定資産計>		4,935,614	
固定資産合計				242,302,044
資産合計				292,986,913
	未払金	(独法)国際協力機構 2件	公益目的事業の未払金である	169,833
		(独法)国立病院機構 災害医療センター 1件		33,390
		<未払金計>		203,223
	前受金	特別賛助会員 56件	公益目的事業及び法人管理の翌事業年度の 会費である	5,660,000
		個人正会員 6件		192,000
		<前受金計>		5,852,000
	預り金	役職員他	役職員他から受領した源泉徴収所得税等 預り金である	442,023
		職員	職員から受領した住民税預り金である	206,000
		<預り金計>		648,023
	未払消費税	平成24年度(H24.4.1～H25.3.31)納付額	公益目的事業及び法人管理の未払金である	167,200
流動負債合計				6,870,446
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員	公益目的事業に従事する職員の引当金である	12,539,700
固定負債合計				12,539,700
負債合計				19,410,146
正味財産				273,576,767

貸借対照表

平成25年3月31日現在

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,688,120	2,723,878	11,964,242
未収会費	50,000	30,000	20,000
未収金	1,425,997	2,155,775	△ 729,778
前払費用	533,400	412,509	120,891
有価証券	33,987,352	29,092,100	4,895,252
流動資産合計	50,684,869	34,414,262	16,270,607
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	10,592,200	10,592,200	0
公益目的事業資金	110,074,512	103,723,710	6,350,802
管理活動資金	111,699,718	112,673,282	△ 973,564
特定資産合計	232,366,430	226,989,192	5,377,238
(3) その他の固定資産			
建物付属設備	86,522	115,361	△ 28,839
什器備品	54,304	100,714	△ 46,410
ソフトウェア	76,388	137,498	△ 61,110
電話加入権	218,400	218,400	0
保証金	4,500,000	4,500,000	0
その他の固定資産合計	4,935,614	5,071,973	△ 136,359
固定資産合計	242,302,044	237,061,165	5,240,879
資産合計	292,986,913	271,475,427	21,511,486
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	203,223	0	203,223
前受金	5,852,000	6,106,000	△ 254,000
預り金	648,023	647,499	524
未払消費税	167,200	114,200	53,000
流動負債合計	6,870,446	6,867,699	2,747
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,539,700	11,339,600	1,200,100
固定負債合計	12,539,700	11,339,600	1,200,100
負債合計	19,410,146	18,207,299	1,202,847
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	226,774,230	221,396,992	5,377,238
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(221,774,230)	(216,396,992)	5,377,238
指定正味財産合計	226,774,230	221,396,992	5,377,238
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(10,592,200)	(10,592,200)	0
正味財産合計	273,576,767	253,268,128	20,308,639
負債及び正味財産合計	292,986,913	271,475,427	21,511,486

正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	10,528	279	10,249
基本財産運用収益振替額	10,528	279	10,249
② 特定資産運用益	7,380,596	7,428,933	△ 48,337
退職給付引当資産運用収益	2,638	3,171	△ 533
特定資産運用収益振替額	7,377,958	7,425,762	△ 47,804
③ 受取会費	17,230,000	17,513,500	△ 283,500
特別賛助会員受取会費	16,840,000	17,040,000	△ 200,000
個人正会員受取会費	390,000	473,500	△ 83,500
④ 事業収益	18,959,598	15,830,675	3,128,923
個別研修コース事業収益	1,275,143	633,102	642,041
集団研修コース事業収益	17,260,455	14,217,573	3,042,882
セミナー事業収益	0	700,000	△ 700,000
災害医療事業収益	424,000	280,000	144,000
⑤ 受取寄付金	7,000,000	18,728,750	△ 11,728,750
受取寄付金振替額	7,000,000	18,728,750	△ 11,728,750
⑥ 雑収益	569,327	463,567	105,760
受取利息	3,111	1,223	1,888
有価証券運用益	562,869	462,344	100,525
雑収益	3,347	0	3,347
経常収益計	51,150,049	59,965,704	△ 8,815,655
(2) 経常費用			
① 事業費	43,044,912	42,325,540	719,372
役員等報酬	3,068,756	3,340,426	△ 271,670
給料手当	12,855,580	12,773,840	81,740
退職給付費用	1,200,100	747,400	452,700
福利厚生費	1,979,189	1,883,901	95,288
会議費	379,385	736,100	△ 356,715
旅費交通費	3,700,406	5,615,006	△ 1,914,600
通信運搬費	827,291	866,123	△ 38,832
消耗什器備品費	4,226	24,780	△ 20,554
事務用消耗品費	4,822	6,818	△ 1,996
印刷製本費	1,008,886	1,231,633	△ 222,747
光熱水料費	85,514	78,740	6,774
賃借料	3,718,002	3,147,183	570,819

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減
保険料	163,420	216,763	△ 53,343
諸謝金	10,382,192	8,052,167	2,330,025
租税公課	129,850	78,900	50,950
空調管理費	890,778	448,056	442,722
研修実施費	2,492,210	2,199,264	292,946
セミナー実施費	0	725,361	△ 725,361
支払手数料	145,005	138,921	6,084
雑費	9,300	14,158	△ 4,858
② 管理費	16,872,719	19,737,871	△ 2,865,152
役員等報酬	2,917,173	3,628,673	△ 711,500
給料手当	4,215,430	5,041,320	△ 825,890
退職給付費用	0	88,000	△ 88,000
福利厚生費	880,566	863,785	16,781
渉外費	216,761	167,865	48,896
会議費	901,120	1,733,448	△ 832,328
旅費交通費	3,964,360	4,456,140	△ 491,780
通信運搬費	308,934	340,819	△ 31,885
消耗什器備品費	1,378	288,453	△ 287,075
事務用消耗品費	51,544	43,115	8,429
修繕費	52,500	52,500	0
印刷製本費	424,757	465,828	△ 41,071
図書購入費	27,540	39,560	△ 12,020
光熱水料費	35,995	34,021	1,974
賃借料	1,605,498	1,348,800	256,698
保険料	130,400	13,700	116,700
諸会費	307,000	292,000	15,000
租税公課	105,062	162,864	△ 57,802
減価償却費	136,359	204,506	△ 68,147
空調管理費	389,382	192,024	197,358
研修費	24,000	91,800	△ 67,800
支払寄付金	70,000	0	70,000
支払手数料	99,400	184,102	△ 84,702
雑費	7,560	4,548	3,012
経常費用計	59,917,631	62,063,411	△ 2,145,780
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,767,582	△ 2,097,707	△ 6,669,875
特定資産有価証券評価損益等	21,362,877	244,218	21,118,659
有価証券評価損益等	2,108,896	△ 444,026	2,552,922
特定資産有価証券振替額	227,210	0	227,210
評価損益等計	23,698,983	△ 199,808	23,898,791
当期経常増減額	14,931,401	△ 2,297,515	17,228,916

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	14,931,401	△ 2,297,515	17,228,916
一般正味財産期首残高	31,871,136	34,168,651	△ 2,297,515
一般正味財産期末残高	46,802,537	31,871,136	14,931,401
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	10,528	279	10,249
基本財産運用収益	10,528	279	10,249
② 特定資産運用益	7,377,958	7,425,762	△ 47,804
公益目的事業資金運用収益	2,803,167	3,004,525	△ 201,358
管理活動資金運用収益	4,574,791	4,421,237	153,554
③ 特定資産評価益	13,414,000	1,305,052	12,108,948
④ 特定資産評価損	809,552	5,045,720	△ 4,236,168
⑤ 一般正味財産への振替額	14,615,696	26,154,791	△ 11,539,095
当期指定正味財産増減額	5,377,238	△ 22,469,418	27,846,656
指定正味財産期首残高	221,396,992	243,866,410	△ 22,469,418
指定正味財産期末残高	226,774,230	221,396,992	5,377,238
III 正味財産期末残高	273,576,767	253,268,128	20,308,639

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるものについては、決算時の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

時価のないものについては、個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法を採用しております。

ソフトウェアについては、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しております。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

但し、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下についてはオペレーティング・リース取引の会計処理(賃貸借取引)に準じております。

(5) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	10,592,200	0	0	10,592,200
公益目的事業資金	103,723,710	13,414,000	7,063,198	110,074,512
管理活動資金	112,673,282	0	973,564	111,699,718
小 計	226,989,192	13,414,000	8,036,762	232,366,430
合 計	231,989,192	13,414,000	8,036,762	237,366,430

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する 額)
基本財産	5,000,000	(5,000,000)	(—)	(—)
小 計	5,000,000	(5,000,000)	(—)	(—)
特定資産				
退職給付引当資産	10,592,200	(—)	(10,592,200)	(10,592,200)
公益目的事業資金	110,074,512	(110,074,512)	(—)	(—)
管理活動資金	111,699,718	(111,699,718)	(—)	(—)
小 計	232,366,430	(221,774,230)	(10,592,200)	(10,592,200)
合 計	237,366,430	(226,774,230)	(10,592,200)	(10,592,200)

4. 固定資産の取得価額、減価償却額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却額累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	取得価額				減価償却累計額	帳簿価額
	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高		
建物付属設備(内装工事)	2,884,000	0	0	2,884,000	2,797,478	86,522
什器備品	1,410,980	0	0	1,410,980	1,356,676	54,304
ソフトウェア	305,550	0	0	305,550	229,162	76,388
合 計	4,600,530	0	0	4,600,530	4,383,316	217,214

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用収益	10,528
特定資産運用収益	7,377,958
特定資産有価証券振替額	227,210
受取寄付金振替額	7,000,000
小 計	14,615,696
経常外収益への振替額	
受取寄付金振替額	0
小 計	0
合 計	14,615,696

6. 引当金の増減額及びその残高

引当金の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	11,339,600	1,200,100	0	—	12,539,700

7. その他

事務所賃貸借契約における賃借料については、東京地方裁判所において賃貸人と係争中であります。

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人国際医療技術財団
設立登記日（注）	平成23年2月7日
法人の目的	我が国及び諸外国、主として開発途上国の医療技術を振興し、国際的視野に立って、医療技術分野における相互の理解を深め、国際協力を推進する事業を行い、もって国際保健医療協力の増進と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区永田町二丁目10番2号 TBRビル1105
社員の資格の得喪の条件 （公益社団法人のみ）	
社員の数（公益社団法人のみ）	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	37,519,410 円	43,044,912 円
収入＞費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率（1欄の額÷1欄～3欄の合計額）		71.8%
1	公益実施費用額	43,044,912 円
2	収益等実施費用額	0 円
3	管理運営費用額	16,872,719 円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた 財産の額	17,230,000 円	うち個人から	390,000 円
		うち法人から	16,840,000 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	7,957,104 円
-------------	-------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	292,986,913 円	負債額	19,410,146 円
		正味財産額	273,576,767 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	43,044,912 円
遊休財産額	41,866,923 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（1＋2欄の合計額）		97,105,721 円
1	公益目的増減差額	92,105,721 円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	5,000,000 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	5,985,929 円
（うち、退職手当の額）	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無 (注)	無
---------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙２：法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

1. 基本情報

フリガナ		コウエキザイダンホウジンコクサイイリョウギジュツザイダン	
法人の名称		公益財団法人国際医療技術財団	
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒 1000014 東京都 千代田区永田町二丁目10番2号 T B Rビル1105	
	代表電話番号	03-3502-5803 (内線) FAX番号 03-3502-5814	
	代表電子メールアドレス	office@jimtef.or.jp, konishi@jimtef.or.jp, yamamoto@jimtef.or.jp, mikuni@jimtef.o	
	ホームページアドレス	http://www.jimtef.or.jp	
代表理事の氏名		河合 忠、小西 恵一郎	
事業年度		4 月 1 日 ~ 3 月 31 日	
申請業務担当者注	氏名（又は名称）	山本 清寛	役職（又は担当者名） 事務局
	電話番号	03-3502-5803	F A X 番号 03-3502-5814
	電子メールアドレス	yamamoto@jimtef.or.jp	
事業の概要		我が国及び諸外国、主として開発途上にある地域及び災害地域に対する医療技術全般に関する技術協力、並びにこれらを支援及び推進する事業を行う。	

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	14 人	14 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			定款の条項 第16条

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1 人	14 人	15 人
監事の数	0 人	1 人	1 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について (注)

会員等区分の名称	会員の数
特別賛助会員	73 人
個人正会員	10 人

(5) 職員について

職員の数	3 人	うち常勤	3 人
------	-----	------	-----

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	平成24年6月27日	・平成23年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録 ・評議員の選任 ・理事の選任
	平成25年3月27日	・定款の一部改正、・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正
理事会	平成24年6月12日	・平成23年度事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録 ・第4回定時評議員会の日時、場所、議題、議案
	平成25年3月19日	・平成25年度事業計画及び収支予算 ・第5回臨時評議員会の議題、議案 ・代表理事、専務理事の選定

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3：法人の事業について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	我が国及び諸外国、主として開発途上にある地域及び災害地域に対する医療技術全般に関する技術協力、並びにこれらを支援及び推進する事業

(2) 収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他	

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業 年度	自 平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至 平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
公	円	円	0 円	0 円	0 円
計	0 円 第二段階7欄(収入)へ	0 円 第二段階7欄(費用)へ	0 円	0 円	

第二段階第7欄へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：
計画：

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	37,519,410 円	43,044,912 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係る その他の経常収益、経常費用	8	0 円	0 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経 常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	37,519,410 円	43,044,912 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表 C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」 欄に記載してください。)	10	0 円	0 円	
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	0 円	— 円	
	その他の事業(相互扶助等事 業)から生じた利益の繰入額	0 円	— 円	
合計(9欄~12欄)	13	37,519,410 円	43,044,912 円	収入 - 費用 -5,525,502 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

収入-費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	43,044,912 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2	59,917,631 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	71.8 %

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	43,044,912 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11 0 円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12 0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	43,044,912 円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	0 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21 0 円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22 0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0 円

管理運営費用額の計算		
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24	16,872,719 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31 0 円
	調整額計(25欄~31欄の計)	32 0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	16,872,719 円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	法人コード 法人名	A009132 公益財団法人国際医療技術財団
----------	-----------------------------	--------------	---------------------------

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。

なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			
流動資産計			
	1		50,684,869 円
固定 資産	控除対象財産（別表C(2)から転記）	2	231,709,844 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	10,592,200 円
	固定資産計 5欄-1欄	4	242,302,044 円
記載要領 白色の欄に数値を 入力してください。 その他の欄は、自動 的に計算されます。			
資産計			
	5		292,986,913 円

負債の部			
流動資産に直接対応する負債の額			
	6		6,870,446 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄			
	7		0 円
その他の固定資産に直接対応する負債の額			
	8		0 円
引当金勘定の合計額 35欄			
	9		12,539,700 円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄			
	10		0 円
負債計 26欄			
	11		19,410,146 円
正味財産の部			
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄			
	12		0 円
指定正味財産の額 33欄			
	13		226,774,230 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄			
	14		46,802,537 円
正味財産計			
	15		273,576,767 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)			
	16		292,986,913 円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	43,044,912 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	0 円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	43,044,912 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	0 円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	292,986,913 円
負債 11欄	26	19,410,146 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	231,709,844 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	41,866,923 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。）

☐ 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			
控除対象財産の額 2欄	31	231,709,844 円	
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円	
指定正味財産の額 13欄	33	226,774,230 円	
31欄-32欄-33欄	34	4,935,614 円	
引当金勘定の合計額 9欄	35	12,539,700 円	
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	6,870,446 円	
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	46,802,537 円	
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円	

☐ 公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法			
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31		円
指定正味財産の額 13欄	33		円
31欄-33欄	34		円
引当金勘定の合計額 9欄	35		円
その他負債の額 11欄-35欄	37		円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38		円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39		円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	43,044,912 円
遊休財産額 30欄	41	41,866,923 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

別表C(2) 控除対象財産

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得時期	共用財産 共用割合
		面積、構造、物量等			期首	期末		
1	基本財産	定期預金 三菱東京UFJ銀行赤坂見附支店	公	公益目的財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している	5,000,000円	5,000,000円		100.0%
計 (A)					5,000,000円	5,000,000円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
		面積、構造、物量等			期首	期末	
1	建物付属設備 (内装工事)	TBRビル事務所 (1105号室) 契約面積: 83.96平方メートル	管	管理運営等の用に供している	115,361円	86,522円	100.0%
2	什器備品	TBRビル事務所 (1105号室) 液晶プロジェクター1台、ノートパソコン1台、電話機6台+主装置1式セット、カラープリンター1台、デスクトップパソコン3台	管	管理運営等の用に供している	100,714円	54,304円	100.0%
3	ソフトウェア	TBRビル事務所 (1105号室) 公益大臣NX1本	管	管理運営等の用に供している	137,498円	76,388円	100.0%
4	電話加入権	TBRビル事務所 (1105号室) 3回線	管	管理運営等の用に供している	218,400円	218,400円	100.0%
5	敷金保証金	TBRビル事務所 (1105号室) 契約面積: 83.96平方メートル	管	管理運営等の用に供している	4,500,000円	4,500,000円	100.0%
計 (B)					5,071,973円	4,935,614円	

3. 資産取得資金 (公益のみ) (別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首	期末		
		公		0円	円		%
計 (C)				0円	0円		

3. 資産取得資金 (公益以外) (別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首	期末	
				0円	円	%
計 (C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金 (公益のみ) (別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		0円	円
計 (D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金 (公益以外) (別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				0円	円
計 (D)				0円	0円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産 (1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				0円	0円
計 (E)				0円	0円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
1	公益目的事業資金	公	国際協力事業	103,723,710円	110,074,512円
2	管理活動資金	管	法人管理	112,673,282円	111,699,718円
計（F）				216,396,992円	221,774,230円
控除対象財産の額（A～Fの合計）				期首	期末
				226,468,965円	231,709,844円

別表E

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1) から (3) までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	富田 英保
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1) 以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1) 又は(2) 以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

$$\begin{aligned} & \text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} \\ & = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額} \end{aligned}$$

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	92,105,721円
-----------------------------------	---	-------------

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	103,072,332円
-------------------	---	--------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
損益計算書 (公益目的事業会計)上の数値	寄附を受けた財産の額	3 8,615,000円
	交付を受けた補助金等	4 0円
	公益目的事業に係る対価収入	5 18,959,598円
	収益事業等から生じた利益のうち 公益目的事業財産に繰り入れた額	6 0円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8 4,503,703円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 0円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (22欄-21欄) (マイナスの場合は零)	10 0円
	合併により承継した他の公益法人の 公益目的取得財産残額	11 0円
	認定等の日前に取得した不可欠特 定財産の帳簿価額の増加額	12 0円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産となった額	13 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額 (3欄~13欄の合計)		14 32,078,301円

当該事業年度の公益目的事業費等		
損益計算書 (公益目的事業会計)上の数値	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15 43,044,912円
	15欄の他、公益目的保有財産に 生じた費用及び損失の額	16 0円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の 実施に伴って生じた経常外費用の額	17 0円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益 目的事業のために寄附した財産の価額	18 0円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄) (マイナスの場合は零)	19 0円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)		20 43,044,912円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有 財産の帳簿価額の合計額 (別表G(2)A)	21	5,000,000円
---	----	------------

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得 財産残額 (1欄+21欄)	24	97,105,721円
-------------------------------------	----	-------------

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有 財産帳簿価額の合計額	22	5,000,000円
うち認定等の日前に取得した不可 欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009132
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際医療技術財団

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
受取会費	会費総額の50%を定款第4条の公益目的事業に使用する	8,615,000 円
合計		8,615,000 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類（寄附規定、募金要綱等）を添付してください。

(2) (1) 以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
受取会費	会費総額の50%を定款第4条の公益目的事業に使用する	8,615,000 円
合計		8,615,000 円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
合計		0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
合計		0 円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
合計	円	円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
基本財産	公益目的事業の財源として使用する	10,528 円
特定資産（退職給付引当資産）	公益目的事業の財源として使用する	2,638 円
特定資産（公益目的事業資金）	公益目的事業の財源として使用する	2,803,167 円
普通預金	公益目的事業の財源として使用する	1,556 円
有価証券	公益目的事業の財源として使用する	126,923 円
特定資産（公益目的事業資金）	公益目的事業の財源として使用する（売却益）	1,558,891 円
合計		4,503,703 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額に減産されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額に減産されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途（公益目的事業の内容）	金額
		円
合計		0 円

公益社団法人全日本断酒連盟 御中

内閣府公益認定等委員会事務局
(公益法人の会計に関する研究会庶務担当)

【ヒアリング開催の趣旨とお願い】

当研究会では、平成25年8月より公益法人の会計に関して、様々な課題を検討しております。その課題の一つに小規模法人の負担軽減策の検討が掲げられております。本年11月をもって特例民法法人からの移行期間が終了した後は、監督において、公益法人の皆様の声を伺い、小規模法人向けに負担軽減を図れる事柄については、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そこで、日常の経理業務や定期提出書類の作成、財務諸表の作成において、負担感の大きい事項や、今後見直しが可能と思われる事項等について把握するために、公益法人の実務に携わられている皆様に、本ヒアリングにご協力いただきたく存じます。ご多用中恐れ入りますが、主に以下に挙げた事項について、ご意見・ご感想をいただきたくと考えております。

【主なヒアリング事項】

主に次の事項についてお伺いさせていただきたいと考えております。できるだけ広くご意見を賜りたく、貴法人のご見解をお伺いいただければ幸いです。

- 1 公益法人会計基準について
 - ・ 貴法人の会計処理手続きを行う体制について。
(委託を行っている場合は、その内容 など)
 - ・ 貴法人の会計処理上、負担感のある会計処理項目はあるか。
(例えば、退職給付に係る引当金の計算、金融資産の評価 など)
 - ・ 区分経理の処理を行うに当たり、手間のかかることは何か。
(法人会計区分、貸借対照表内訳表の作成 など)
 - ・ その他、平成20年公益法人会計基準についてのご意見、ご感想。
- 2 定期提出書類等について
 - ・ 財務諸表の作成との連携はどのように図られているか。
- 3 その他

以 上

公益法人会計基準の適用についてのアンケート

以下の項目について回答をお願いいたします。

法人名：（公財）全日本断酒連盟

1. 公益法人（特例民法法人から公益法人への移行認定を受けた法人及び新規に公益認定を受けた法人をいう。以下同じ。）、移行法人（特例民法法人から一般法人への移行認可を受けた法人をいう。以下同じ。）については、公益法人会計基準の運用指針において、20年会計基準を適用することとされていますが、現在、移行期間にあることから、整備法及びFAQにおいて、20年会計基準以外の基準（16年会計基準、企業会計基準）の適用も認められたものとして運用されています。貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

■「20年会計基準」

☐ 「16年会計基準」

☐ 企業会計基準

☐ その他の会計基準（会計基準の名称： ）

上記回答のうち、20年会計基準以外を適用されている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

☐ 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。

☐ 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。

☐ 20年会計基準が難しいため。

☐ 経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分からない。

☐ 移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。

☐ その他の理由がありましたら記載してください。

()

2. 理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？

■同じ

☐ 異なる

上記回答のうち、「異なる」との回答をされている場合には、その理由を以下の中から選んでください。

- ☐ 16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。
- ☐ 企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。
- ☐ 20年会計基準が難しいため。
- ☐ 決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認会計士等に委託しており分らない。
- ☐ 移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。
- ☐ その他の理由がありましたら記載してください。

()

3. 仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

☐ ある→支障の内容について記載してください。

(内容:

)

■ない

☐ 分からない

4. (現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

()

ご協力ありがとうございました。

内閣総理大臣

平成25年6月26日

殿

法人の名称 公益社団法人全日本断酒連盟

代表者の氏名 中田 克宣

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
なし
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

財 産 目 録

平成25年3月31日現在

(単位 : 円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所・物 量 等	公益目的保有財産	公益目的に必要な収益事業等 その他の業務又は活動に供する財産	合計金額
(流動資産)	現金預金	現金預金	15,831,557	10,554,372	26,385,929
	現金	手元保管	129,228	86,152	215,380
	普通預金	普通預金	3,552,871	2,368,582	5,921,453
		りそな銀行・秋葉原支店	3,551,657	2,367,772	5,919,429
		三菱東京ＵＦＪ銀行・秋葉原支店	1,214	810	2,024
					0
	郵便貯金	神田鍛冶町郵便局	12,149,458	8,099,638	20,249,096
	棚卸資産		3,524,706	0	3,524,706
(流動資産合計)			19,356,263	10,554,372	29,910,635
(固定資産)					
基本財産			80,230,221	21,327,021	101,557,242
	土地・一般	東京都千代田区岩本町3-2-2			
	(334.75㎡の内142081分の10285)	エースト神田岩本町101号	32,605,204	8,667,206	41,272,410
	建物・一般	東京都千代田区岩本町3-2-2			
	(102.85平方メートル)	エースト神田岩本町101号	22,605,624	6,009,090	28,614,714
	定期預金 1	りそな銀行・秋葉原支店	11,092,907	2,948,748	14,041,655
	定期預金 2	三菱東京ＵＦＪ銀行・秋葉原支店	6,026,486	1,601,977	7,628,463
	定期預金 3	三菱東京ＵＦＪ銀行・秋葉原支店	7,900,000	2,100,000	10,000,000
特定資産			1,041,600	446,400	1,488,000
	退職給付引当資産・一般	りそな銀行・秋葉原支店	1,041,600	446,400	1,488,000
その他固定資産			998,886	265,527	1,264,413
	什器備品		678,106	180,256	858,362
	電話加入権		175,617	46,683	222,300
	ソフトウェア		145,163	38,588	183,751
(固定資産合計)			82,270,707	22,038,948	104,309,655
資産合計			101,626,970	32,593,320	134,220,290
(流動負債)					
	預り金		67,510	67,509	135,019
	社会保険料	職員社会保険料	36,771	36,771	73,542
	雇用保険料	職員雇用保険料	9,110	9,110	18,220
	源泉税	職員源泉所得税	21,629	21,628	43,257
	仮受金	金沢市断酒会25年度会費	18,000	0	18,000
	賞与引当金(事)	職員賞与引当金	50,000	50,000	100,000
(流動負債合計)			135,510	117,509	253,019
(固定負債)					
	退職給付引当金(事業費)	職員退職給与引当金	642,800	845,200	1,488,000
固定負債合計			642,800	845,200	1,488,000
負債合計			778,310	962,709	1,741,019
正味財産			100,848,660	31,630,611	132,479,271

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,385,929	30,834,771	-4,448,842
現金	215,380	303,265	-87,885
普通預金	5,921,453	624,511	5,296,942
普通預金（りそな銀行秋葉原支店）	5,919,429	624,178	5,295,251
普通預金（三菱東京UFJ秋葉原駅前支店）	2,024	333	1,691
郵便貯金	20,249,096	29,906,995	-9,657,899
棚卸資産	3,524,706	4,091,370	-566,664
【流動資産合計】	29,910,635	34,926,141	-5,015,506
2. 固定資産			
（1）基本財産			
土地	41,272,410	41,272,410	0
土地・一般（334.75㎡の内142081分の10285）	41,272,410	41,272,410	0
建物	28,614,714	29,204,032	-589,318
建物・一般（102.85平方メートル）	28,614,714	29,204,032	-589,318
定期預金	31,670,118	20,795,659	10,874,459
定期預金1（りそな銀行）	14,041,655	14,041,655	0
定期預金2（三菱東京UFJ銀行）	7,628,463	6,754,004	874,459
定期預金3（三菱東京UFJ銀行）	10,000,000	0	10,000,000
【基本財産合計】	101,557,242	91,272,101	10,285,141
（2）特定資産			
退職給付引当資産	1,488,000	1,648,233	-160,233
特）退引当資産・一 りそな銀行秋葉原支店	1,488,000	1,648,233	-160,233
【特定資産合計】	1,488,000	1,648,233	-160,233
（3）その他の固定資産			
什器備品	858,363	949,254	-90,891
電話加入権	222,300	222,300	0
ソフトウェア	183,750	378,000	-194,250
【その他の固定資産合計】	1,264,413	1,549,554	-285,141
【固定資産合計】	104,309,655	94,469,888	9,839,767
【資産合計】	134,220,290	129,396,029	4,824,261
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	135,019	310,974	-175,955
社会保険料	73,542	213,540	-139,998
雇用保険料	18,220	45,438	-27,218
源泉税	43,257	51,996	-8,739
仮受金	18,000	0	18,000
賞与引当金事	50,000	71,667	-21,667
賞与引当金管	50,000	71,667	-21,667
【流動負債合計】	253,019	454,308	-201,289
2. 固定負債			
退職給付引当金（事業費）	642,800	738,500	-95,700
退職給付引当金（管理費）	845,200	909,000	-63,800
【固定負債合計】	1,488,000	1,647,500	-159,500
【負債合計】	1,741,019	2,101,808	-360,789
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
（うち基本財産への充当額）	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	0	0	0
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	132,479,271	127,294,221	5,185,050
（うち特定資産への充当額）	101,557,242	91,272,101	10,285,141
（うち特定資産への充当額）	1,488,000	1,648,233	-160,233
【正味財産合計】	132,479,271	127,294,221	5,185,050
【負債・正味財産合計】	134,220,290	129,396,029	4,824,261

正 味 財 産 増 減 計 算 書 (単位: 円)

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

科 目	公益目的	収益目的	法人会計	合計
	事業会計	事業会計		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	18,736,920	0	12,491,280	31,228,200
受取会員会費	18,736,920	0	12,491,280	31,228,200
事業収益	13,437,655	0	0	13,437,655
機関紙購読料収益	7,703,540	0	0	7,703,540
機関紙広告料収益	1,030,000	0	0	1,030,000
啓発紙販売収益	1,648,595	0	0	1,648,595
グッズ販売収益	3,055,520	0	0	3,055,520
受取寄付金	1,300,000	0	1,300,000	2,600,000
受取寄付金	1,300,000	0	1,300,000	2,600,000
雑収入	130,877	0	0	130,877
雑収入	100,000	0	0	100,000
受取利息	30,877	0	0	30,877
【経常収益計】	33,605,452	0	13,791,280	47,396,732
全国大会費	2,100,000	0	0	2,100,000
ブロック強化費	1,800,000	0	0	1,800,000
大会関連本部費	285,215	0	0	285,215
市民公開講座奨励金	2,100,000	0	0	2,100,000
酒害相談事業補助金	1,800,000	0	0	1,800,000
関連団体費	405,000	0	0	405,000
給与手当	5,844,771	0	1,883,810	7,728,581
賞与引当費用	50,000	0	50,000	100,000
退職給付費用	0	0	0	0
福利厚生費	309,098	0	304,399	613,497
旅費交通費	1,726,805	0	2,265,670	3,992,475
通信運搬費	1,958,487	0	343,033	2,301,520
消耗品費	36,344	0	29,028	65,372
消耗什器備品費	46,463	0	46,462	92,925
修繕費	13,325	0	11,750	25,075
会議費	21,435	0	298,888	320,323
部会費	1,775,720	0	0	1,775,720
会館管理費	200,241	0	179,544	379,785
損害保険料	47,455	0	47,455	94,910
交際接待費	67,577	0	0	67,577
光熱水料費	136,103	0	136,099	272,202
電話料	380,527	0	260,685	641,212
図書文房具	205,796	0	202,416	408,212
印刷製本費	1,999,790	0	670,729	2,670,519
諸会費	17,700	0	7,700	25,400
会場費	619,874	0	622,336	1,242,210
諸謝金	100,000	0	266,805	366,805
租税公課	478,650	0	104,050	582,700
寄付金	0	0	0	0
雑費	129,008	0	72,183	201,191
リース料	238,182	0	258,867	497,049
機関紙印刷費	2,737,980	0	0	2,737,980
編集費	1,599,700	0	0	1,599,700
サイト運営費	141,130	0	130,420	271,550
啓発紙費	1,965,495	0	0	1,965,495
グッズ費	1,399,859	0	0	1,399,859
減価償却費	524,676	0	349,783	874,459
期首棚卸高	4,091,370	0	0	4,091,370

期末棚卸高	-3,524,706	0	0	-3,524,706
【経常費用計】	33,829,070	0	8,542,112	42,371,182
評価損益等調整前当期経常増減額	-223,618	0	5,249,168	5,025,550
評価損益等計	0	0	0	0
【当期経常増減計】	-223,618	0	5,249,168	5,025,550
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	95,700	0	63,800	159,500
【経常外収益計】	95,700	0	63,800	159,500
(2) 経常外費用	0		0	
【経常外費用計】	0	0	0	0
【当期経常外増減額】	95,700	0	63,800	159,500
【当期一般正味財産増減額】	-127,918	0	5,312,968	5,185,050
【一般正味財産期首残高】	100,976,578	0	26,317,643	127,294,221
【一般正味財産期末残高】	100,848,660	0	31,630,611	132,479,271
II 指定正味財産増減の部				
【当期指定正味財産増減額】	0	0		0
【指定正味財産期首残高】	0	0		0
【指定正味財産期末残高】	0	0		0
III 正味財産期末残高	100,848,660	0	31,630,611	132,479,271

正味財産増減計算書内訳表 <税込>

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計		収益目的 事業会計	法人会計	合計
	公益目的事業	小計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	18,736,920	18,736,920	0	12,491,280	31,228,200
受取会員会費	18,736,920	18,736,920	0	12,491,280	31,228,200
事業収益	13,437,655	13,437,655	0	0	13,437,655
機関紙購読料収益	7,703,540	7,703,540	0	0	7,703,540
機関紙広告料収益	1,030,000	1,030,000	0	0	1,030,000
啓発紙販売収益	1,648,595	1,648,595	0	0	1,648,595
グッズ販売収益	3,055,520	3,055,520	0	0	3,055,520
受取寄付金	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000	2,600,000
受取寄付金	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000	2,600,000
雑収入	130,877	130,877	0	0	130,877
雑収益	100,000	100,000	0	0	100,000
受取利息	30,877	30,877	0	0	30,877
【経常収益計】	33,605,452	33,605,452	0	13,791,280	47,396,732
全国大会費	2,100,000	2,100,000	0	0	2,100,000
ブロック強化費	1,800,000	1,800,000	0	0	1,800,000
大会関連本部費	285,215	285,215	0	0	285,215
市民公開講座奨励金	2,100,000	2,100,000	0	0	2,100,000
酒害相談事業補助金	1,800,000	1,800,000	0	0	1,800,000
関連団体費	405,000	405,000	0	0	405,000
給与手当	5,844,771	5,844,771	0	1,883,810	7,728,581
賞与引当費用	50,000	50,000	0	50,000	100,000
福利厚生費	309,098	309,098	0	304,399	613,497
旅費交通費	1,726,805	1,726,805	0	2,265,670	3,992,475
通信運搬費	1,958,487	1,958,487	0	343,033	2,301,520
消耗品費	36,344	36,344	0	29,028	65,372
消耗什器備品費	46,463	46,463	0	46,462	92,925
修繕費	13,325	13,325	0	11,750	25,075
会議費	21,435	21,435	0	298,888	320,323
部会費	1,775,720	1,775,720	0	0	1,775,720
会館管理費	200,241	200,241	0	179,544	#REF!
損害保険料	47,455	47,455	0	47,455	94,910
交際接待費	67,577	67,577	0	0	67,577
光熱水料費	136,103	136,103	0	136,099	272,202
電話料	380,527	380,527	0	260,685	641,212
図書文房具	205,796	205,796	0	202,416	408,212
印刷製本費	1,999,790	1,999,790	0	670,729	2,670,519
諸会費	17,700	17,700	0	7,700	25,400
会場費	619,874	619,874	0	622,336	1,242,210
諸謝金	100,000	100,000	0	266,805	366,805
租税公課	478,650	478,650	0	104,050	582,700
雑費	129,008	129,008	0	72,183	201,191
リース料	238,182	238,182	0	258,867	497,049
機関紙印刷費	2,737,980	2,737,980	0	0	2,737,980
編集費	1,599,700	1,599,700	0	0	1,599,700
サイト運営費	141,130	141,130	0	130,420	271,550
啓発紙費	1,965,495	1,965,495	0	0	1,965,495
グッズ費	1,399,859	1,399,859	0	0	1,399,859
減価償却費	524,676	-524,676	0	349,783	874,459
期首棚卸高	4,091,370	4,091,370	0	0	4,091,370
期末棚卸高	-3,524,706	-3,524,706	0	0	-3,524,706

【経常費用計】	33,829,070	33,829,070	0	8,542,112	42,371,182
評価損益等調整前当期経常増減額	-223,618	-223,618	0	5,249,168	5,025,550
評価損益等計	0	0	0	0	0
【当期経常増減計】	-223,618	-223,618	0	5,249,168	5,025,550
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	95,700	0	0	63,800	159,500
退職給付引当金戻入益	95,700	0	0	63,800	159,500
【経常外収益計】	95,700	0	0	63,800	159,500
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0	0	0
【当期経常外増減額】	95,700	0	0	63,800	159,500
【当期一般正味財産増減額】	-127,918	0	0	5,312,968	5,185,050
【一般正味財産期首残高】	100,976,578	0	0	26,317,643	127,294,221
【一般正味財産期末残高】	100,848,660	0	0	31,630,611	132,479,271
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	100,848,660	0	0	31,630,611	132,479,271

平成24年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……最終仕入れ原価法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産

定額法によっている。

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職給付の支給に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	41,272,410	0	0	41,272,410
建物	29,204,032	0	589,318	28,614,714
定期預金1	14,041,655	0	0	14,041,655
定期預金2 (減価償却引当資産)	6,754,004	874,459	0	7,628,463
定期預金3	0	10,000,000	0	10,000,000
小 計	91,272,101	10,874,459	589,318	101,557,242
特定資産				
退職給付引当資産	1,648,233	305	160,538	1,488,000
小 計	1,648,233	305	160,538	1,488,000
合 計	92,920,334	10,874,764	749,856	103,045,242

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対する額)
基本財産				
土地	41,272,410	-	(41,272,410)	-
建物	28,614,714	-	(28,614,714)	-
定期預金1	14,041,655	-	(14,041,655)	-
定期預金2 (減価償却引当資産)	7,628,463	-	(7,628,463)	-
定期預金3	10,000,000	-	(10,000,000)	-
小 計	101,557,242	-	(101,557,242)	-
特定資産				
退職給付引当資産	1,488,000	-	-	(1,488,000)
小 計	1,488,000	-	-	(1,488,000)
合 計	103,045,242	-	(101,557,242)	(1,488,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	32,739,940	4,125,226	28,614,714
什器備品	3,318,950	2,460,587	858,363
ソフトウェア	1,050,000	866,250	183,750
合 計	37,108,890	7,452,063	29,656,827

5. その他

貸借対照表作成基準の変更について

平成25年3月16日・定例理事会に於いて承認された事項を以下の通り実行した。

注)1. 基本財産の定期預金3として、三菱東京UFJ銀行秋葉原支店に新規に10,000,000円の定期預金を作成した。

注)2. 退職給付引当金が過剰計上であったため、今期末で戻入益を計上して適正額に修正した。

平成24年度 附属明細書

1. 特定資産の明細

注記事項に記載済みのため省略している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	1,647,500	0	0	159,500	1,488,000
賞与引当金	143,334	100,000	143,334	0	100,000

【別紙１：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第２８条第１項第２号に掲げる書類】

事業年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

１．法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人全日本断酒連盟
設立登記日（注）	平成23年4月1日
法人の目的	酒害に関する社会啓発と地域の断酒組織の結成を促す等の事業を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止と広く社会福祉に貢献することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区岩本町3-2-2
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）	（資格の取得）定款第5条、第6条、第7条。断酒実行者又は断酒運動に熱意があり、理事会で入会を承認され、所定の会費を納めること。 （資格の喪失）定款第8条、第9条、第10条。定款に違反した場合。法人の名誉を傷つけた場合。会費納入義務を履行しない場合
社員の数（公益社団法人のみ）	1,735 人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

２．事業活動等について

（１）収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第２段階の合計	収入の額	費用の額
	33,605,452 円	33,829,070 円
収入＞費用の場合の対応		

（２）公益目的事業比率

公益目的事業比率（１欄の額÷１欄～３欄の合計額）		79.8%
1	公益実施費用額	33,829,070 円
2	収益等実施費用額	0 円
3	管理運営費用額	8,542,112 円

（３）寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	2,600,000 円	うち個人から	2,600,000 円
		うち法人から	0 円

（４）金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	0 円
-------------	-----

（５）資産、負債及び正味財産の額

資産額	134,220,290 円	負債額	1,741,019 円
		正味財産額	132,479,271 円

（６）遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	33,733,370 円
遊休財産額	29,657,616 円

（７）当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（１＋２欄の合計額）		53,456,264 円
1	公益目的増減差額	-27,772,843 円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	81,229,107 円

（８）理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
（うち、退職手当の額）	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2：法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

1. 基本情報

フリガナ		コウエキシャダンハウジンゼンニホンダンシュレンメイ		
法人の名称		公益社団法人全日本断酒連盟		
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒 1010032 東京都 千代田区岩本町 3-2-2		
	代表電話番号	03-3863-1600 (内線) FAX番号 03-3863-1691		
	代表電子メールアドレス	zendanren@dansyu-renmei.or.jp,		
	ホームページアドレス	http://www.dansyu-renmei.or.jp/		
代表理事の氏名		中田 克宣		
事業年度		4 月 1 日 ~ 3 月 31 日		
申請業務担当者注	氏名（又は名称）	大槻 元	役職（又は担当者名）	事務局長
	電話番号	03-3863-1600	FAX番号	03-3863-1691
	電子メールアドレス	zendanren@dansyu-renmei.or.jp		
事業の概要		酒害の及ぼす社会悪の防止と広く社会に貢献するため、地域断酒会の結成を促進する。酒害啓発のため出版物を刊行し酒害相談・全国大会・研修会・市民公開セミナー等を開催する。		

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組織

(1) 社員について

社員の数	1,735 人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	8,498 人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	第5, 6, 7, 8, 9, 10条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	20 人	20 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
正会員	8,498 人
賛助会員	0 人

(5) 職員について

職員の数	3 人	うち常勤	1 人
------	-----	------	-----

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	平成24年6月24日	役員補選の承認。平成23年度事業報告・決算報告承認。 平成24年度事業計画・事業予算案承認 定款第34条、第41条の変更承認
理事会	平成24年3月24日	平成24年度事業計画・予算案の承認 平成23年度事業報告・決算書の承認 定款第34条、第41条の変更承認 役員推薦方法の変更承認 役員定年制に関する施行細則の変更承認
	平成24年6月23日	社員総会成立の確認
	平成24年7月7日	平成24年度全国大会プログラムの承認

	平成24年8月20日	地域断酒連合会（石川県）活動に伴う地域断酒会所属会員に対する臨時措置を決定
	平成25年3月16日	平成25年度事業計画・予算案の承認 平成24年度事業報告の承認 平成25年度新役員推薦候補者の決定
	平成25年6月10日	平成24年度決算書の承認

- 注1 定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
- 注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。
- 注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3：法人の事業について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	酒害啓発事業。酒害を経験した当事者の立場からアルコールの及ぼす社会への害悪を社会に伝えるとともに、不特定多数の酒害者本人とその影響を受けた家族をはじめとする周囲の人々の身体的・精神的・社会的な回復を支援する事業。

(2) 収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他	

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

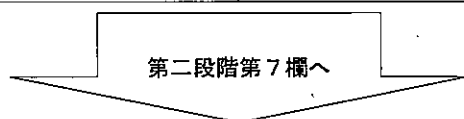
事業年度	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	法人コード	A002581
		法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
公	円	円	円	円	円
計	円 第二段階7欄(収入)へ	円 第二段階7欄(費用)へ	円	円	



第二段階第7欄へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:

計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	33,605,452 円	33,829,070 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係る その他の経常収益、経常費用	8	0 円	0 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経 常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	33,605,452 円	33,829,070 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表 C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」 欄に記載してください。)	10	0 円	0 円	
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	円	- 円
	その他の事業(相互扶助等事 業)から生じた利益の繰入額	12	円	- 円
合計(9欄~12欄)	13	33,605,452 円	33,829,070 円	収入 - 費用 -223,618 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等
収入-費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	33,829,070 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	42,371,182 円
公益目的事業比率 (1欄÷2欄)	3	79.8 %

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額 (別表B(5) I 欄より)	4	33,829,070 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) II 欄より)	5 0 円
	融資に係る費用額 (別表B(5) III 欄より)	6 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	7 0 円
	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	8 0 円
	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	9 0 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	10 0 円
	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	11 0 円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12 0 円
公益実施費用額 (4欄+12欄)	13	33,829,070 円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額 (別表B(5) I 欄より)	14	0 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) II 欄より)	15 0 円
	融資に係る費用額 (別表B(5) III 欄より)	16 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	17 0 円
	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	18 0 円
	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	19 0 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	20 0 円
	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	21 0 円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22 0 円
収益等実施費用額 (14欄+22欄)	23	0 円

管理運営費用額の計算		
管理費の額 (別表B(5) I 欄より)	24	8,542,112 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) II 欄より)	25 0 円
	融資に係る費用額 (別表B(5) III 欄より)	26 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	27 0 円
	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	28 0 円
	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	29 0 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	30 0 円
	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	31 0 円
	調整額計(25欄~31欄の計)	32 0 円
管理運営費用額 (24欄+32欄)	33	8,542,112 円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日	法人コード 法人名	A002581 公益社団法人全日本断酒連盟
----------	--------	-------------------------	--------------	--------------------------

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。

なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3.及び4.に必要な数値を作成します。）

資産の部		
流動資産計	1	29,910,635 円
固定資産		
控除対象財産（別表C(2)から転記）	2	102,821,655 円
その他の固定資産 4欄-2欄	3	1,488,000 円
固定資産計 5欄-1欄	4	104,309,655 円
記載要領 白色の欄に数値を 入力してください。 その他の欄は、自動 的に計算されます。		
資産計	5	134,220,290 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	153,019 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
引当金勘定の合計額 35欄	9	1,588,000 円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
負債計 26欄	11	1,741,019 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人第131条の基金 27欄	12	0 円
指定正味財産の額 33欄	13	0 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	132,479,271 円
正味財産計	15	132,479,271 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	134,220,290 円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	33,829,070 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記（公益目的事業の場合のみ）)	19	0 円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	33,829,070 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	95,700 円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記（公益目的事業の場合のみ）)	23	0 円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	95,700 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	134,220,290 円
負債 11欄	26	1,741,019 円
一般社団・財団法人第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	102,821,655 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄+29欄(0以下の場合は0)	30	29,657,616 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。）

☐ 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	102,821,655 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円
指定正味財産の額 13欄	33	0 円
31欄-32欄-33欄	34	102,821,655 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	1,588,000 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	153,019 円
その他負債の額 10欄 (11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	132,479,271 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

☐ 公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	33,733,370 円
遊休財産額 30欄	41	29,657,616 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

別表C(2) 控除対象財産

事業年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得時期	共用財産 共用割合
		面積、構造、物量等			期首	期末		
1	基本財産 (土地)	東京都千代田区岩本町3-2-2 334.75平方メートルの内142081分の10285	1 公	公益目的事業の用に供している	32,605,204円	32,605,204円		2-1 79.0%
1	基本財産 (建物)	東京千代田区岩本町3-2-2 102.85平方メートル	1 公	公益目的事業の用に供している	23,071,185円	22,605,624円		2-2 79.0%
1	基本財産 (定期預金)	りそな銀行秋葉原支店 三菱UFJ銀行秋葉原支店	1 公	運用益を公益目的事業の財源として使用している	16,428,571円	25,019,393円		2-3 79.0%
1	什器備品	PC3台・事務所付帯設備一式	1 公	公益目的事業の用に供している	749,911円	678,106円		2-4 79.0%
1	電話加入権	03-3863-1600他2台	1 公	公益目的事業の用に供している	175,617円	175,617円		2-5 79.0%
1	什器備品	ソフトウェア2本	1 公	公益目的事業の用に供している	298,620円	145,163円		2-679 79.0%
計(A)					73,329,108円	81,229,107円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
		面積、構造、物量等			期首	期末	
1	基本財産 (土地)	東京都千代田区岩本町3-2-2 334.75平方メートルの内142081分の10285	管	公益目的事業の用に供している	8,667,206円	8,667,206円	1-1 21.0%
1	基本財産 (建物)	東京千代田区岩本町3-2-2 102.85平方メートル	管	公益目的事業の用に供している	6,132,847円	6,009,090円	1-2 21.0%
1	基本財産 (定期預金)	りそな銀行秋葉原支店 三菱UFJ銀行秋葉原支店	1 管	運用益を公益目的事業の財源として使用している	4,367,088円	6,650,725円	1-3 21.0%
1	什器備品	PC3台・事務所付帯設備一式	1 管	公益目的事業の用に供している	199,343円	180,256円	1-4 21.0%
1	電話加入権	03-3863-1600他2台	1 管	公益目的事業の用に供している	46,683円	46,683円	1-5 21.0%
1	什器備品	ソフトウェア2本	1 管	公益目的事業の用に供している	79,380円	38,588円	1-6 21.0%
計(B)					19,492,547円	21,592,548円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首	期末		
		公		円	円		%
計(C)				円	円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首	期末	
				円	円	%
計(C)				円	円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円
計(D)				円	円

4. 特定費用準備資金（公益以外）（別表G(5)より）

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計（D）				円	円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産（1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計（E）				円	円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	0円
計（F）				円	円
控除対象財産の額（A～Fの合計）				期首	期末
				92,821,655 円	102,821,655 円

別表E

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1) から (3) までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1) 以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	丸山正夫
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	1. 元NTT栃木勤務し経理経験あり。 2. 公益社団法人栃木県断酒ホトトギス会 会計部長
(3) (1) 又は (2) 以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	高田一徳税理事務所 経理・税務全般に関する相談助言について契約を結んでいる。経理諸表は全てチェックを受けている。

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等
= 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	-27,772,843円
-----------------------------------	---	--------------

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	-19,744,926円
-------------------	---	--------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
損益計算書 (公益目的事業会計) 上の数値	寄附を受けた財産の額	3	1,300,000円
	交付を受けた補助金等	4	0円
	公益目的事業に係る対価収入	5	13,537,655円
	収益事業等から生じた利益のうち 公益目的事業財産に繰り入れた額	6	0円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7	18,736,920円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8	0円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	95,700円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (22欄-21欄) (マイナスの場合は零)	10	0円
	合併により承継した他の公益法人の 公益目的取得財産残額	11	0円
	認定等の日前に取得した不可欠特 定財産の帳簿価額の増加額	12	0円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産となった額	13	30,877円
当該事業年度に増加した公益目的事業 財産の合計額 (3欄~13欄の合計)		14	33,701,152円

当該事業年度の公益目的事業費等			
損益計算書 (公益目的事業会計) 上の数値	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	33,829,070円
	15欄の他、公益目的保有財産に 生じた費用及び損失の額	16	0円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の 実施に伴って生じた経常外費用の額	17	0円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益 目的事業のために寄附した財産の価額	18	0円
その他の数値			
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄) (マイナスの場合は零)	19	7,899,999円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)		20	41,729,069円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有 財産の帳簿価額の合計額 (別表G(2) A)	21	81,229,107円
--	----	-------------

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得 財産残額 (1欄+21欄)	24	53,456,264円
-------------------------------------	----	-------------

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有 財産帳簿価額の合計額	22	73,329,108円
うち認定等の日前に取得した不可 欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A002581
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全日本断酒連盟

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄附金	法人会計に充当	1,300,000 円
合計		1,300,000 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類（寄附規定、募金要綱等）を添付してください。

(2) (1) 以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄附金	酒害啓発事業	1,300,000 円
合計		1,300,000 円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
合計		0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		0 円
合計		0 円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
会費	31,228,200 円	18,736,920 円
合計	31,228,200 円	18,736,920 円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		円
合計		0 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額に減産されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		0 円
合計		0 円

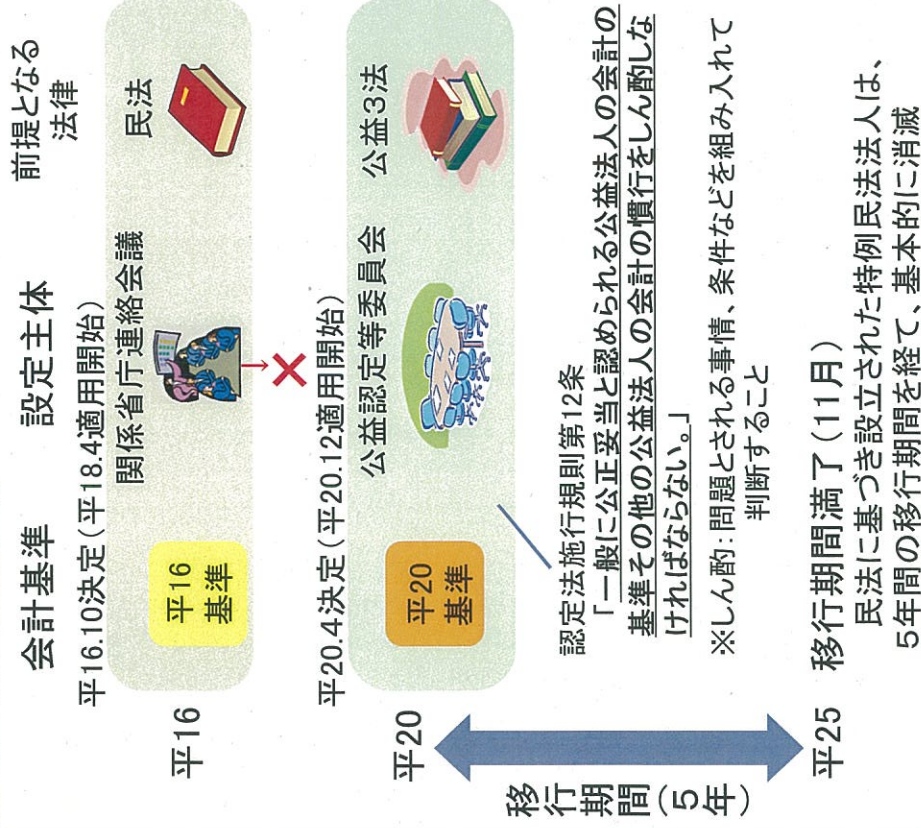
5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額に減産されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途（公益目的事業の内容）	金額
		0 円
合計		0 円

移行期間が満了し、民法に基づく特例民法法人が基本的に消滅する。この機会に、必ずしも法令に則したものとなっていない会計基準の適用に係るFAQの内容を見直し、法令の文言に即して正確なものとする必要があるのではないか。

会計基準策定の経緯



FAQを巡る論点

問VI-4-①(会計基準)(抜粋) **問VI-4-③(会計基準)(抜粋)**

「公益法人は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によるものが求められますが(公益法人認定法施行規則第12条)、これは特定の会計基準の適用を義務付けるものではありません。したがって現行の公益法人会計基準(平成16年会計基準)を適用することも可能です。」

「特例民法法人が公益社団・財団法人に移行了した場合について、特定の会計基準の適用を義務付けていることはありませんが、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によるものが求められます(公益法人認定法施行規則第12条)。新制度に合わせるため作成した公益法人会計基準はこれにあたるものと考えられますが、当面は平成16年改正基準を適用することも可能です。」

(法令に則していない点)

論点1 法令上の「しん酌」する義務への言及が無い

法令上、各法人は「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準」を「しん酌」することが義務付けられているが、FAQにはその旨が書かれていない。また、適用可能な会計基準を示しているが、法令上の「しん酌」との関係が不明確のままである。

論点2 法令上の「しん酌」する「慣行」が不明確

現在のFAQでは、しん酌しなければならぬ「公益法人の会計の基準」が何か明らかではない。公益3法に基づき新公益法人制度に合わせて作成した平成20年公益法人会計基準については記載が必要ではないか。

例えば、「公益法人の会計の慣行をしん酌」することが法令上義務付けられている旨明記した上、「しん酌すべき会計の基準として、平成20年公益法人会計基準が挙げられるが、しん酌した結果合理的な理由があれば、他の会計基準を適用することも可能」とするものにする必要はないか。

制度と会計基準の分離可能性 について ～検討課題に関する事項を中心に～

平成25年11月18日

内閣府公益認定等委員会事務局

目 次

1. 貸借対照表

- (1) 貸借対照表内訳表の作成
- (2) 一般正味財産・指定正味財産の区分

2. 正味財産増減計算書

- (1) 公益目的事業と収益事業等の会計の区分
(区分経理)
- (2) 法人会計
- (3) 正味財産増減計算書内訳表の作成

3. 財産目録

- (1) 使用目的等欄の表示

制度と会計基準の分離可能性（貸借対照表）

（1）貸借対照表内訳表の作成

検討課題

- ・貸借対照表内訳表作成の必要性（作成義務を緩和できるか）
- ・様式において簡素化が考えられるか

制度との関係性



収支相償

認定法第5条第6号等
六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

○ 収益事業等の利

益額50%超繰入れ
る場合は、貸借対照表の内訳表において、三会計区分の表が必要

会計区分

公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない

公益法人、移行法人とともに、貸借対照表内訳表の様式を設定（様式1-3）（様式1-4）

（会計区分を有しない場合は作成不要）

収益事業等の区分経理

（収益事業等の区分経理）
第19条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業ごとに特別の会計として経理しなければならぬ。

※法人税法施行令みなし寄付金
公益法人特別限度額の適用の要件として法人税法施行令第73条の2第2項において明細書の添付を求めている

制度と会計基準の分離可能性（貸借対照表）

(2) 一般正味財産・指定正味財産の区分

検討課題

- ・ 控除対象財産の5号、6号財産と指定正味財産の定義をどう整理するか

制度との関係性

認定法

認定規則

ガイドライン

会計基準・
運用指針

遊休財産規制

認定法第16条等
第16条 公益法人の毎
事業年度の末日にお
ける遊休財産額は、
(略)当該事業年度にお
ける公益目的事業の
実施に要した費用の額
(略)を基礎として内閣
府令で定めるところに
より算定した額を超え
てはならない。

控除対象財産
(5号、6号財産)

特に無し

(遊休財産額)
第22条 (略) 算定については、
この条に定めるところによる。
5 寄附その他これに類する行
為によって受け入れた財産
(当該財産を処分すること
によって取得した財産を含む。
次号において同じ。)であつて、
当該財産を交付した者の定
めた使途に従って使用し、若
しくは保有しているもの
6 寄附その他これに類する行
為によって受け入れた財産で
あつて、当該財産を交付した
者の定めた使途に充てゐた
ために保有している資金

指定正味・一般正味
を貸借対照表上区分
して表示(基本・特定財
産への充当額を内書き
として記載)

(注6) 指定正味財産の区分に
ついて

寄付によって受け入れた資
産で、寄付者等の意思により
当該資産の使途について制
約が課されている場合には、
当該受け入れた資産の額を、
貸借対照表上、指定正味財
産の区分に記載するものとす
る。また、当期中に当該寄付
によって受け入れた資産の額
は、正味財産増減計算書にお
ける指定正味財産増減の部
に記載するものとする。

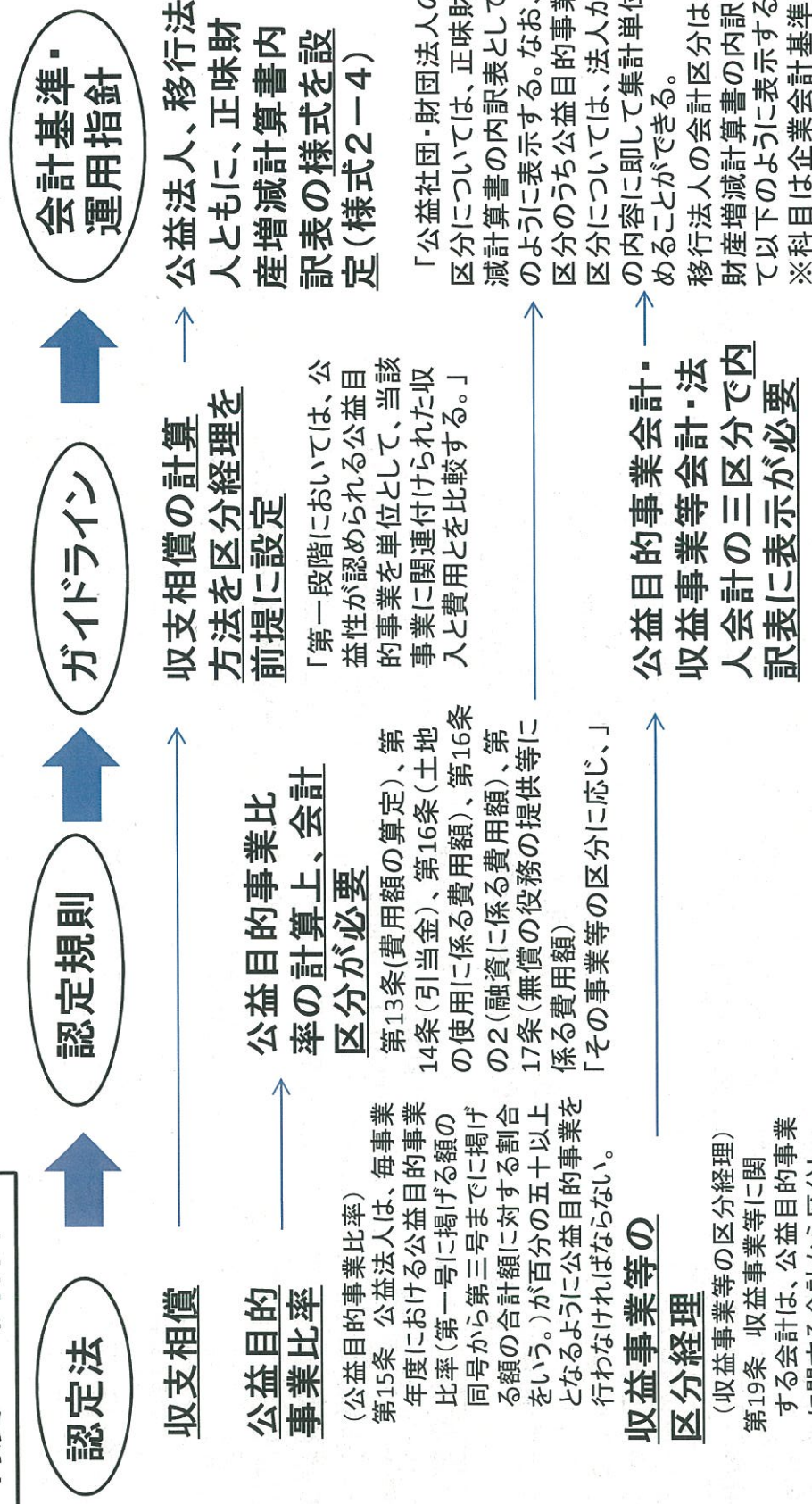
制度と会計基準の分離可能性（正味財産増減計算書）

（1）公益目的事業と収益事業等の会計の区分（区分経理）

検討課題

区分経理について一定の法人に対して簡素化が図れないか

制度との関係性



制度と会計基準の分離可能性（正味財産増減計算書）

（2）法人会計

※検討課題の項目のうち、括弧書きの内容については、日本公認会計士協会において検討することとされているもの。

検討課題

法人会計について一定の法人に対して簡素化が図れないか

- ・事業費・管理費科目の考え方と表示をどうするか
- ・他会計振替の考え方

制度との関係性

認定法

認定規則

ガイドライン

会計基準・
運用指針

公益目的
事業比率

会計区分、事業費
管理費の別が必要
第13条（費用額の算定）
関連費用額の配賦
第19条（関連する費用額の
配賦）

事業費管理費を
定義

- i 事業費：当該法人の事業
の目的のために要する費用
- ii 管理費：法人の事業を管
理するため、毎年度経常的に
要する費用

公益法人、移行法人
ともに、正味財産増減
計算書内訳表の様式
を設定（様式2-4）
事業費管理費区分
の科目を設定（取扱
要領）

要領

公益実施費用額と収益等
実施費用額とに関連する費
用額及びこれらと管理運営
費用額とに関連する費用額
は、適正な基準によりそれ
ぞれの費用額に配賦しなけ
ればならない。

関連費用額の配
賦基準（参考）を
設定

収益事業等の
区分経理

公益目的事業会計・
収益事業等会計・法
人会計の3区分で内
訳表に表示が必要

移行法人の会計区分は、正
味財産増減計算書の内訳表と
して以下のように表示する。」

※科目は企業会計基準を参考

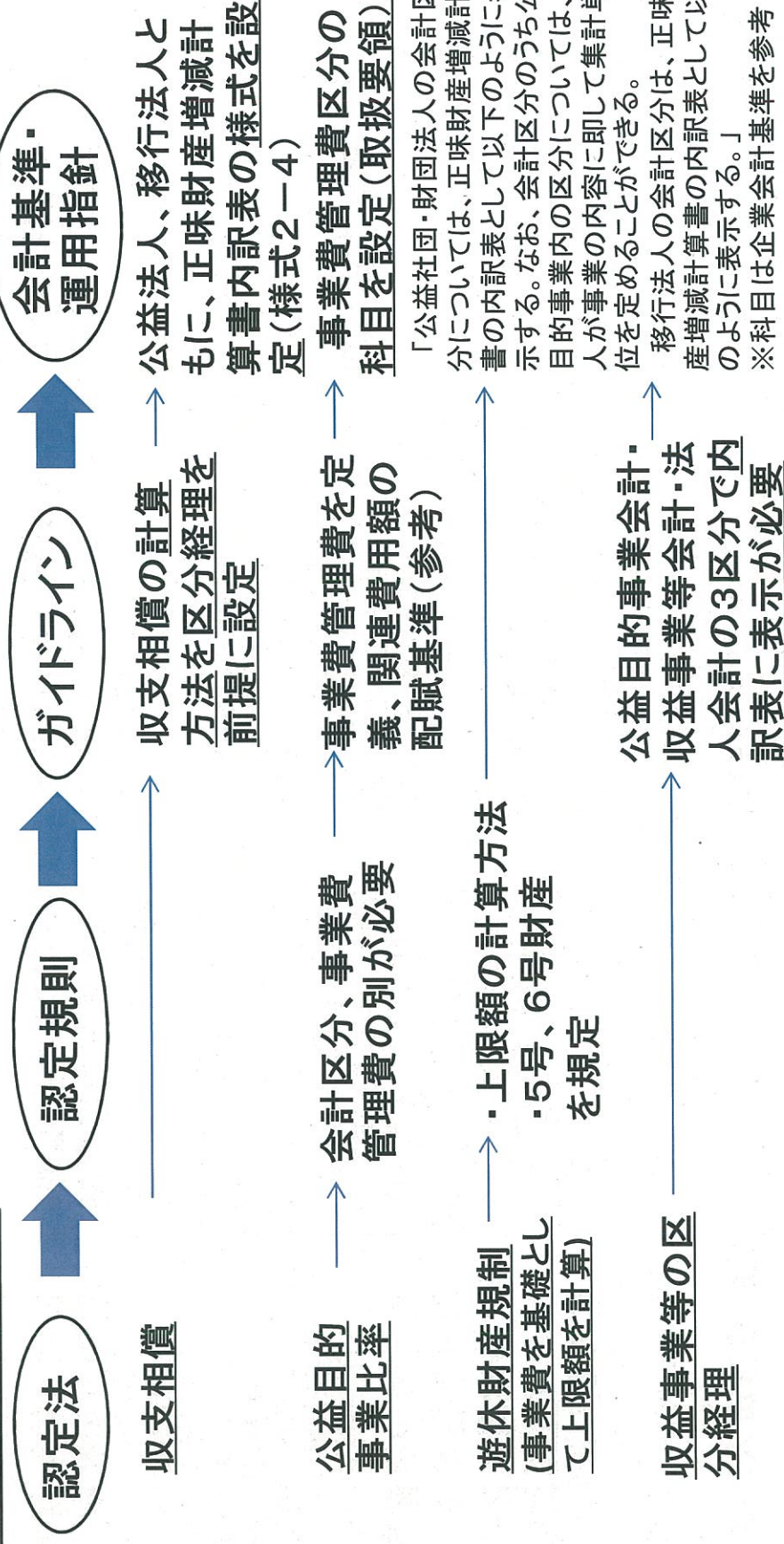
制度と会計基準の分離可能性（正味財産増減計算書）

(3) 正味財産増減計算書内訳表の作成

論点

- ・内訳表作成の必要性
- ・様式において簡素化が考えられるか
- ・事業費と管理費の範囲をより明確にできるか
- ・事業費の配賦の考え方を明示できるか
- ・正味財産残高の表示方法を運用上平易にできるか

制度との関係性



制度と会計基準の分離可能性（財産目録）

（１）使用目的等欄の表示

※検討課題の項目のうち、括弧書きの内容については、日本公認会計士協会において検討することとされているもの。

検討課題

（・使用目的等欄の表示の必要性）

制度との関係性

認定法

認定規則

ガイドライン

会計基準・
運用指針

財産目録の備
置き及び閲覧等
（第21条）

→ 財産目録の項目表
示（公益目的保有財産
はその他とは区分）
（財産目録の区分）
第31条

財産目録の記載例を
掲載（使用目的等欄
も記載）

使用目的等欄の詳
細の表示義務

第7 財産目録
1 財産目録の内容

遊休財産規制

③ 財産目録の各項目につ
いては、当該項目の内容
を示す適当な名称を付さ
なければならぬ。この場
合において、公益目的保
有財産については第25条
第1項の方法により表示
しなければならない。

③ 財産目録には、公益目的保有
財産は、財産の勘定科目をその
他の財産の勘定科目と区分して
表示することとなり（認定規
則第31条第3項、同25条第1項）、
具体的には「公益」の勘定区分の
下で財産の名称、面積等、所在
場所（物理的特定が可能の場合
に限る）、帳簿価額、事業との関
連性、不可欠特定財産である場
合にはその旨と取得時期と認定
時期との関係を明らかにして表示
を行うものとする。

特定費用準備資金・
資産取得資金・不可
欠特定財産を有する
場合は使用目的等欄
にてその旨明示

（公益目的保有財産は
明細を作成する場合あり）

（公益目的事業の用に供する
ものである旨の表示の方法）
第25条 法第18条第7号の内
閣府令で定める方法は、
財産目録、貸借対照表又
はその附属明細書におい
て、財産の勘定科目をその
他の財産の勘定科目と区
分して表示する方法とする。

（注）移行法人は作成不要

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊤・㊦・㊨・㊩)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊤・㊦・㊨・㊩)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊦)
 - 議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊦)

○制度と会計基準の分離可能性 (㊤)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分(必要性) (㊤・㊩)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊤・㊦・㊩)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊤・㊩)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊦・㊩)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊤・㊦・㊨)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊤・㊩)
- ✓ 遊休財産規制 (㊤・㊦・㊨)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊤・㊦・㊩)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (㊸・㊹)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 他会計振替の考え方 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (㊹)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方 (㊹)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊹)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊸・㊹)

(優先順位 C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2) の控除対象財産と財務諸表の関係 (㊸・㊹)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊸・㊹)

○会計基準の設定主体の在り方 (㊸・㊹)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (㊹)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊸：公益財団法人公益法人協会

㊹：日本公認会計士協会

㊺：委員

㊻：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。

